

非自発的失業者への国民健康保険税の軽減

倒産や解雇、雇止めなどにより離職した方で、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する場合は、申告により国民健康保険税が軽減されます。

■ 対象者（次のどちらにも該当する方）

- ・ 離職日時点で65歳未満である。
- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）から交付される「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の離職理由コードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかに該当する。

※「特例受給資格者証」「高年齢受給資格者証」をお持ちの方は対象になりません。

■ 軽減内容

国民健康保険税は、前年の所得などにより税額を算定します。

非自発的失業者に該当する場合は、離職者本人の前年の給与所得を100分の30とみなして所得割額を算定します。

■ 軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間です。

■ 必要書類

- ・ 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・ 国民健康保険被保険者証

軽減を受けるには、申告が必要です。

市民税課または各総合支所市民サービス課で手続きをお願いします。

【お問い合わせ先】

花巻市役所	財務部市民税課諸税係	0198-41-3526
	大迫総合支所市民サービス課	41-3125
	石鳥谷総合支所市民サービス課	41-3445
	東和総合支所市民サービス課	41-6515

雇用保険受給資格者証・雇用保険受給資格通知について

国民健康保険税の軽減の申告は、離職日時点の年齢が65歳未満で、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の離職理由コードが下記に該当する方に限ります。

《特定受給資格者に対応する離職理由コード》

- 1 1…解雇
- 1 2…解雇（天災等の理由による事業継続不可能）
- 2 1…雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
- 2 2…雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
- 3 1…事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
- 3 2…事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

《特定理由離職者に対応する離職理由コード》

- 2 3…期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
- 3 3…正当な理由のある自己都合退職
- 3 4…正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間1 2ヵ月未満）

「雇用保険受給資格者証」・「雇用保険受給資格通知」を紛失した場合は再発行することができます。必要書類等については公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ハローワーク花巻（公共職業安定所）

住所 花巻市城内9-27

電話 0198-23-5118